

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月6日

支出負担行為担当官

近畿環境局長 伊藤 賢利

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 令和7年度(繰越)吉野熊野国立公園天神崎園地四阿整備工事(電子調達対象案件)
- (2) 工事場所 和歌山県田辺市天神崎
- (3) 工事内容 四阿設置工 1 式
- (4) 工 期 令和9年3月10日(水)まで
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。
- (7) 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「週休2日制工事(現場閉所型)【(完全週休2日(土日) I型)】」の対象工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時まで環境省における令和7・8年度一般競争参加資格者で「建築工事」に係るC又はD等級の近畿地域の認定を受けていること。会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成23年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。
なお、当該工事の実績は、評価点合計が65点未満のものは除く。
経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成23年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

同種工事：国、又は都道府県、もしくは市町村が発注した建築（新築、又は増築）工事の施工実績。500万円未満の工事は除く。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- 1) **1級又は2級建築施工管理技士**若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
 - ・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号（平成14年12月16日）参照）
 - 2) 平成23年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該工事の経験は、評価点合計が65点未満のものは除く。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 4) 直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付以前に3ヶ月以上あること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、近畿環境局から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領(平成30年7月12日付け環境会発第1807126号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 1. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照。）
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）
- (9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記に示す区域内に所在すること。
近畿環境局管内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階
環境省近畿環境局 総務課会計係
電話番号 06-6881-6500 Mail: REO-KINKI@env.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 入札参加希望者は、環境省近畿環境局のホームページの「調達情報」より必要な件名を選択し、掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。
環境省近畿環境局URL: <https://kinki.env.go.jp>
なお、入札の見積に必要な別冊図面及び仕様書等も同様に入手すること。
入札説明書等の交付期間：令和8年8月6日(木)から令和8年9月11日(金)まで
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-ROM等）

を上記(1)の担当部局に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。

- ① 持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。受付期間は令和8年8月6日(木)～令和8年9月11日(金)までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。)は除く。

受付時間は10時00分～17時00分(12時から13時を除く)までとする。

- ② 郵送による場合は、必ず事前に上記(1)まで電話連絡の上、上記(1)に記録媒体、切手を添付した角2(A4判用)返信用封筒(宛先を記載すること。)を送付すること。

なお、交付期間内に到着しなかった場合は、入札説明書の交付は行わない。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は「持参」又は「郵送(書留郵便に限る。)」若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)」すること。以下、郵送等については、期日までに送付(必着)すること。

1) 競争参加資格確認申請書

電子調達システムによる受付期間：令和8年8月6日(木)10時00分から令和8年8月21日(金)17時00分まで

紙入札方式の場合の受付期間：令和8年8月6日(木)から令和8年8月21日(金)までの休日を除く毎日、受付時間は10時00分～17時00分(12時から13時を除く)まで

受付場所：上記(1)に同じ。

2) 技術資料(競争参加資格確認資料)

電子調達システムによる受付期間：令和8年8月6日(木)10時00分から令和8年8月21日(金)17時00分まで

技術資料(競争参加資格確認資料)のファイルの容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：令和8年8月6日(木)から令和8年8月21日(金)までの休日を除く毎日、受付時間は10時00分～17時00分(12時から13時を除く)まで

受付場所：上記(1)に同じ。

(4) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

- 1) 電子調達システムによる入札の受付期間：令和8年8月27日(木)10時00分から令和8年9月11日(金)14時29分まで

- 2) 持参による入札の場合は、令和8年8月27日(木)10時00分から令和8年9月11日(金)14時29分(12時から13時を除く)までに上記(1)へ持参

- 3) 郵送による入札の場合は、令和8年9月10日(木)17時00分までに上記(1)に必着とする。

なお、郵送の際には書留郵便等の配達記録が残るようにすること。

(5) 開札の日時及び場所

- 1) 開札は、令和8年9月11日(金)14時30分 環境省近畿環境局入札室において行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁環境省近畿環境局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁環境省近畿環境局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
 - 1) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - 2) 無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
 - 3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において2.に掲げる資格のないものは競争参加資格のないものに該当することとする。
 - 4) 工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は入札を無効とする。
- (4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられる工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (3)により申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出できるが、競争に参加するためには、入札書の提出期限の前日において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 申請書等の内容のヒアリング

申請書等の内容のヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 申請書等に対する留意事項

競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認められる場合などの申請書等の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

(13) 本工事は、申請書等及び入札を電子調達システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

電子調達システムURL：<https://www.geps.go.jp>

(14) 詳細は入札説明書による。

以上

入 札 説 明 書

近畿環境局の建築工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年8月6日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 近畿環境局長 伊藤 賢利

3. 工事概要

- (1) 工 事 名 令和7年度（繰越）吉野熊野国立公園天神崎園地四阿整備工事
- (2) 工事場所 和歌山県田辺市天神崎
- (3) 工事内容 特記仕様書及び図面のとおり。
- (4) 工 期 令和9年3月10日（水）まで
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。

なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

1) この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：6. に同じ
- ・受付時間：10時00分～17時00分（12時から13時を除く）までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）は除く。

2) 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

- (6) 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）【（完全週休2日（土日）Ⅰ型）】」の対象工事である。入札時には、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行うことを前提に、工事費を積算する。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行った

と認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

オ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 環境省における「建築工事」に係るC又はD等級の近畿地域の令和07・08年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。なお、当該工事实績の評価点合計が65点未満のものは除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成23年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

同種工事：国、又は都道府県、あるいは市町村が発注した建築（新築、又は増築）工事の施工実績。500万円未満の工事は除く。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - 1) 1級又は2級建築施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、同等以上の資格を有する者とは、「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号（平成14年12月16日）参照）
 - 2) 同一の者が上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）
 - 3) 本工事を受注した場合において、監理技術者が必要になる工事にあつては、配置予定監理技術者が、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 4) 配置予定監理技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する資料を提出すること。

なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係があるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。提出されない場合は競争参加資格なしとする。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、近畿環境局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成30年7月12日付け環境会発第1807126号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社弘洋コンサルタンツ
- ・アジア航測株式会社

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

②において同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記に示す区域内に所在すること。

近畿環境局管内(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4.(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)から3)のいずれかに該当する者であること。

1) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ① 親会社等と子会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 担当部局

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階

近畿環境局総務課会計係

電話番号 06-6881-6500 Mail REO-KINKI@env.go.jp

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- 1) 提出期間：電子調達システムは、令和8年8月6日(木)10時00分から令和8年8月21日(金)の10時00分から17時00分まで。
紙入札方式は、令和8年8月6日(木)10時00分から令和8年8月21日(金)の10時00分から17時00分(12時から13時を除く)までとする。ただし、休日は除く。
- 2) 提出場所：6.に同じ。
- 3) 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ「持参」又は「郵送（書留郵便等に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」

という。) 」すること。郵送等については、期日までに送付（必着）すること。

(2) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の「同種工事の施工実績」及び下記2)の「（配置予定の）主任（監理）技術者の資格・工事経験等」については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引き渡しが完了したものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別記様式 2）に記載する工事及び「主任（監理）技術者の資格・工事経験等」（別記様式 3）の「工事の経験の概要」に記載する工事は、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引き渡しが完了したことを証明する書類をもって65点とみなす。また、「主任（監理）技術者の資格・工事経験等」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。

評定点が、65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

1) 施工実績（別記様式 2）（500万円以上の実績）

4. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式 2 に 1 件記載すること。

2) （配置予定の）主任（監理）技術者の資格・工事経験等（別記様式 3）

① 4. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式 3 に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれかから専任で配置する 4. (5)の基準を満たし 4. (4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する 4. (5)の基準を満たした技術者を配置すること。

なお、主任（監理）技術者は複数人（最大 3 人を限度・経常建設共同企業体にあつては、構成員に対して最大 3 人を限度）の候補技術者を記載することもできるが、いずれの候補技術者も 4. (5)の基準を満たすこと。

なお、配置予定者として 4 人以上の記載があつた場合は、配置予定者技術者として認められた者のうち、実績等が下位 3 名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、経験年数が証明できる資料を添付すること。

② 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複により）を行うこと。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他の

やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書等を電子調達システムにより提出した場合であっても、申請書等の取下げは書面により行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3) 契約書の写し

1) の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

4) 社会保険等への加入状況確認

4. (11)について確認するため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写しを提出すること。（経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書）

(4) 競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認める場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月9日（木）までに電子調達システム又は電子メールにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(6) その他

1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先は6.に同じ。

6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

① 配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下による。

- ・Microsoft Office Word（Word2010形式以下のもの）
- ・Microsoft Office Excel（Excel2010形式以下のもの）
- ・PDFファイル

② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。

なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、1zh形式のみを認める。

なお、提出するファイル容量は14MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が14MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途CD-ROM等を令和8年8月21日（金）17時00分までに郵送等（書留郵便に限る。）すること。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

1) 提出期限： 令和8年9月2日（水）17時00分。

2) 提出場所： 6. に同じ。

3) 提出方法： 電子調達システム又は電子メールにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。

紙入札方式の場合は、持参又は郵送等とする。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年9月9日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

1) 提出期間：令和8年8月6日（木）10時00分から令和8年8月31日（月）17時00分まで。（休日を除く。）

持参する場合は、上記期間の10時00分から17時00分（12時から13時を除く）まで。

2) 提出場所： 6. に同じ。

3) 提出方法： 電子調達システム又は電子メールにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は6. に電子メールにより提出すること。

電子調達システムによる質問書の提出に当たっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保ができないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和8年9月4日（金）までに近畿環境局ホームページの「調達情報」>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。また、次のとおり閲覧にも供する。

1) 期 間：令和8年9月4日（金）から令和8年9月11日（金）まで（休日を除く。）の毎日、10時00分から17時00分まで。

2) 場 所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階
近畿環境局 総務課会計係

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和8年9月11日（金）14時29分。

2) 紙入札方式による持参の場合は、令和8年9月11日（金）14時29分。

郵送等による場合は、令和 8 年 9 月 1 0 日(木)17時00分。6.へ期間内に必着するよう送付すること。

3) 開札は、下記(2)において、令和 8 年 9 月 1 1 日(金)14時30分に行う。

(2) 場 所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番75号 桜ノ宮合同庁舎 4 階
近畿環境局 入札室

(3) そ の 他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。電子調達の場合は、当該通知書の持参は不要。

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

紙入札方式の場合は、工事費内訳書とともに入札書を持参又は郵送等すること。

持参又は郵送等に当たっては、各々封緘を行った封筒を表封筒の中に入れ、封緘のうえ、表封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名及び「入札書・工事費内訳書在中」と記載するものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁環境省近畿環境局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁環境省近畿環境局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子調達システムにより提出を求める。

電子調達システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

(2) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された

工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

- (3) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

- (1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱われること。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、7. (4)において参加資格「無」とした者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場

合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19.(1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)～4)に掲げる額の合計に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

17. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システム又は電子メールにより、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は紙により提出することができる。
- (2) 上記(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システム又は電子メールにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4.(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置に当たっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延期は行わない。

(2) 別に配置を求める技術者

専任の配置技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が近畿環境局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4.(5)に定める要件と同一の要件(4.(5)2)に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- 1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- 2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- 4) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 予決令第86条に規定する調査(低入札価格調査)を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊工事契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払 有
- (3) 部分払 無

22. 火災保険付保の要否 否

23. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24. 再苦情申立て

支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に行う。

また、非落札者のうち落札者の決定結果の説明に不服がある者は、17. (2) の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎5号館24階

電話 03-3581-3351（代表）

(2) 受付時間：休日を除く毎日、10時00分から16時00分（12時から13時を除く。）まで。

(3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6. に同じ。

25. 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

26. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊環境省入札心得及び別冊契約書案を熟読し、環境省入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7. (3) の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子調達システムは、24時間、365日使用できる。ただし、システムメンテナンス時を除く。

(7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683(ナビダイヤル)

政府電子調達システムホームページアドレス <http://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、6. へ連絡すること。

(8) 入札参加希望者が電子調達システム等で書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。

(9) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
なお、くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。

(10) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持って行うこと。

(11) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。

(12) その他不明な点についての照会先

6. に同じ

◎添付資料

（別記様式１）競争参加資格確認申請書

（別記様式２）同種工事の施工実績

（別記様式３）主任（監理）技術者の資格・工事経験等

（別添１）入札心得

（様式）入札心得 様式１～５

契約書（案）

現場説明書

特記仕様書・図面

積算参考資料（金抜き）

以上